

議案第 5 号

平成 26 年度

墨田区一般会計予算

平成26年度 墨田区一般会計予算

平成26年度墨田区一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ106,614,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(特別区債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる特別区債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 特別区債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年2月 日提出

墨 田 区 長 山 崎 昇

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額	款	項	金 額
1 特 別 区 税		21,842,000	13 国 庫 支 出 金		20,529,121
	1 特 別 区 民 税	19,326,000		1 国 庫 負 担 金	18,350,709
	2 軽 自 動 車 税	78,000		2 国 庫 補 助 金	2,168,643
	3 特 別 区 た ば こ 税	2,423,000		3 国 庫 委 託 金	9,769
	4 入 湯 税	15,000	14 都 支 出 金		7,227,884
2 地 方 譲 与 税		343,000		1 都 負 担 金	3,546,137
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	107,000		2 都 補 助 金	2,959,532
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	236,000		3 都 委 託 金	722,215
3 利 子 割 交 付 金		415,000	15 財 産 収 入		86,655
	1 利 子 割 交 付 金	415,000		1 財 産 運 用 収 入	86,537
4 配 当 割 交 付 金		388,000		2 財 産 売 払 収 入	118
	1 配 当 割 交 付 金	388,000	16 寄 付 金		77,550
5 株式等譲渡所得割交付金		311,000		1 寄 付 金	77,550
	1 株式等譲渡所得割交付金	311,000	17 繰 越 金		1,500,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		4,158,000		1 繰 越 金	1,500,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	4,158,000	18 諸 収 入		1,281,230
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金		102,000		1 延滞金、加算金及び過料	39,645
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	102,000		2 特 別 区 預 金 利 子	413
8 地 方 特 例 交 付 金		152,000		3 貸 付 金 元 利 収 入	40,023
	1 地 方 特 例 交 付 金	152,000		4 受 託 事 業 収 入	200,924
9 特 別 区 交 付 金		38,739,000		5 収 益 事 業 収 入	4,794
	1 特 別 区 財 政 調 整 交 付 金	38,739,000		6 雑 入	995,431
10 交通安全対策特別交付金		40,000	19 繰 入 金		1,644,966
	1 交通安全対策特別交付金	40,000		1 基 金 繰 入 金	1,644,963
11 分 担 金 及 び 負 担 金		1,717,113		2 特 別 会 計 繰 入 金	3
	1 負 担 金	1,717,113	20 特 別 区 債		3,870,000
12 使用料及び手数料		2,189,481		1 特 別 区 債	3,870,000
	1 使 用 料	1,693,924	歳 入 合 計		106,614,000
	2 手 数 料	495,557			

歳 出			(単位 千円)		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 議 会 費		665,283		5 環 境 衛 生 費	31,718
	1 議 会 費	665,283		6 医 療 費	96,219
2 総 務 費		8,520,598	7 産 業 観 光 費		1,922,162
	1 総 務 管 理 費	7,480,579		1 商 工 費	1,443,757
	2 徴 税 費	796,314		2 観 光 費	478,405
	3 選 挙 費	107,265	8 土 木 費		9,209,028
	4 統 計 調 査 費	69,305		1 土 木 管 理 費	857,259
	5 監 査 委 員 費	67,135		2 道 路 橋 梁 費	3,088,809
3 区 民 生 活 費		5,940,803		3 河 川 費	211,494
	1 区 民 諸 費	1,085,978		4 公 園 費	949,018
	2 戸籍及び住民基本台帳費	1,029,409		5 建 築 費	420,395
	3 区 民 活 動 推 進 費	341,820		6 都 市 計 画 費	3,682,053
	4 区 民 施 設 費	1,483,113	9 教 育 費		11,019,295
	5 文 化 振 興 費	2,000,483		1 教 育 総 務 費	1,326,220
4 資 源 環 境 費		4,019,713		2 小 学 校 費	3,642,390
	1 環 境 保 全 費	343,820		3 中 学 校 費	2,455,887
	2 廃 棄 物 対 策 費	3,675,893		4 幼 稚 園 費	564,547
5 民 生 費		57,975,207		5 生 涯 学 習 費	1,672,716
	1 社 会 福 祉 費	8,949,859		6 ス ポ ー ツ 振 興 費	1,357,535
	2 老 人 福 祉 費	5,352,588	10 諸 支 出 金		3,674,079
	3 心 身 障 害 者 福 祉 費	5,846,650		1 普 通 財 産 取 得 費	9,100
	4 児 童 福 祉 費	19,404,504		2 公 債 費	3,564,977
	5 生 活 保 護 費	18,357,871		3 競 馬 組 合 分 担 金	1
	6 国 民 年 金 費	63,735		4 小 切 手 支 払 未 済 償 還 金	1
6 衛 生 費		3,567,832		5 償 還 金 及 び 還 付 金	100,000
	1 衛 生 管 理 費	1,058,810	11 予 備 費		100,000
	2 保 健 所 費	106,202		1 予 備 費	100,000
	3 公 衆 衛 生 費	1,311,046	歳 出 合 計		
	4 区 民 健 康 費	963,837			
			106,614,000		

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
すみだ北斎美術館建設事業	平成27年度 ┆ 平成28年度	2,705,000
菊柳橋架替整備事業 (下部・上部工)	平成27年度	134,000
道路景観整備事業	平成27年度	43,000
校舎改築事業 (吾嬬第二中学校)	平成27年度 ┆ 平成28年度	1,589,000
弓道場移設事業	平成27年度	80,000
荒川河川敷運動場移設事業	平成27年度	120,000
墨田区土地開発公社 に対する債務保証	平成26年度 ┆ 平成36年度	墨田区土地開発公社が平成26年度 に協調融資団から借入れる事業資 金5,000,000千円及び利子相当分
墨田区土地開発公社 からの用地取得	平成26年度 ┆ 平成36年度	墨田区が墨田区土地開発公社から 取得する用地費

第3表 特別区債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
区民施設 整備事業	153,000	証書借入又は証 券発行の方法で 政府その他より 起債する。 なお、当該年度 において未発行 のものがある場 合には、翌年度 において繰越発 行できる。	8.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金及び地 方公共団 体金融機 構資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 におい ては、当 該見直し 後の利率)	起債の時より据 置期間を含めて 30年以内に元利 均等その他の方 法により償還す る。 ただし、区財政 の都合により償 還期間を短縮 し、若しくは繰 上償還又は低利 に借換すること ができる。
災害援護 資金貸付金	5,000			
道路整備事業	1,249,000			
防災拠点 整備事業	112,000			
公園整備事業	22,000			
住宅市街地総合 整備事業	36,000			
鉄道立体化事業	506,000 (うち借換分117,000)			
市街地整備事業	755,000 (うち借換分26,000)			
学校施設建設等事業	1,032,000			
計	3,870,000	—	—	—